

居宅介護支援事業所ドリーム 居宅介護支援 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人 平成会が開設する、居宅介護支援事業所ドリーム(以下「本事業所」という。)は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行い、もつて地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- 5 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 居宅介護支援事業所 ドリーム
- 2 所在地 熊本県荒尾市水野1556番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤・兼務)
管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 5名以上 (専従・兼務含む)
介護支援専門員は、居宅要介護者等からの相談に応じ、当該居宅要介護者等がその心身の状況に応じ、適切な指定居宅サービス等の利用等をすることができるよう、居宅サービス計画を作成

するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から日曜日及び、国民の祝日とする。
- 2 営業時間は、24時間体制を実施。
 - ①午前9時00分から午後5時30分…0968 68-7771 「居宅介護支援事業所ドリーム」
 - ②午後5時30分から午前9時00分…0968 68-7770 「介護老人保健施設平成ドリーム館」

* ②・施設職員から本事業所の介護支援専門員に連絡がつく体制をとっている。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 本事業所が行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供して、利用者にサービスの選択を求める。利用者との相談を行う場所は、利用者の居宅、利用者の指定する場所又は本事業所内の相談室とする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、前号に規定する解決課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得る。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 5 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この号において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者の居宅とする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。利用者の居宅を訪問する頻度は、少なくとも月に1回とし、必要に応じて随時実施する。
- 8 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を行うことが困難になったと認める場

合又は利用者が医療施設や介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、医療施設や介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うものとする。

9 介護支援専門員は、医療施設や介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

10 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他の必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求める。

11 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合に当たっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付けた場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。

12 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

13 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。

14 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。

15 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されること等につき説明を行い、理解を得る。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第8条 本事業所は、被保険者の要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力をを行う。

2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場